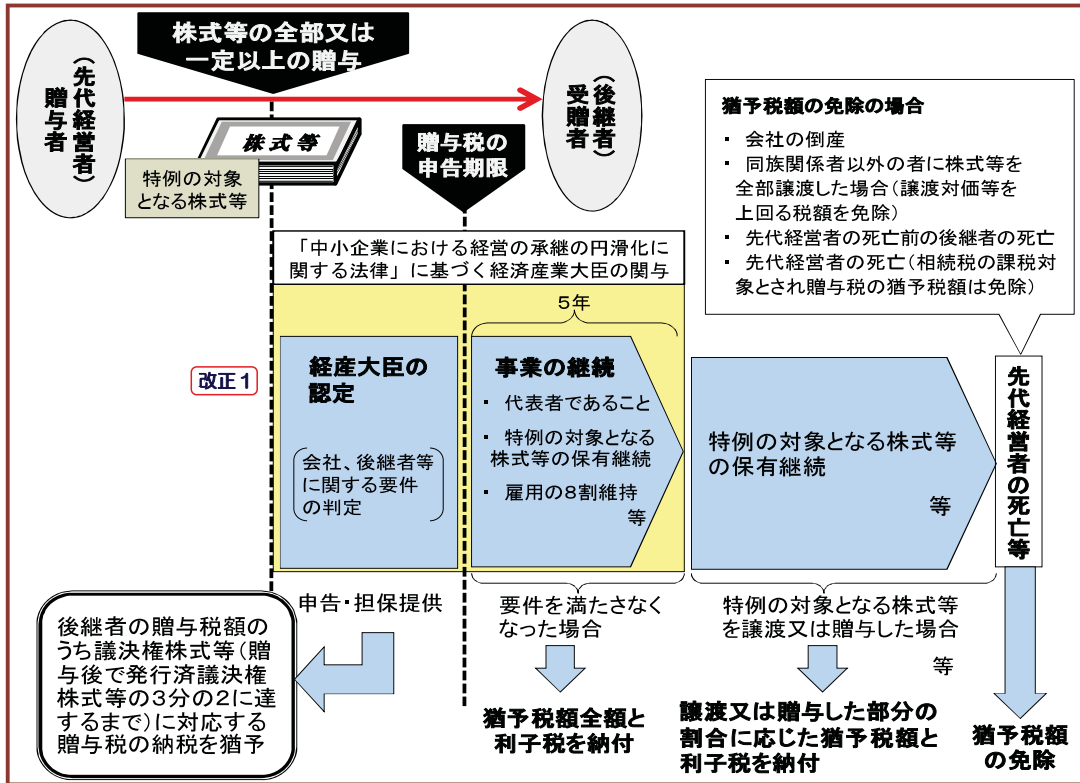


## ② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

※ **改正** は、6ページの「事業承継税制の主な改正事項」の項目番号を示しています。



この特例の適用を受けた場合には、先代経営者（贈与者）が死亡した際の相続税の申告において相続又は遺贈により取得した非上場株式等（この特例の適用を受けた非上場株式等と同じ会社の株式又は出資に限ります。）については、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（1ページ参照）の適用を受けることができますので、ご注意ください。

### 改正1 「経済産業大臣の認定」制度の廃止

会社が「**経済産業大臣の認定**」を受けるための具体的な要件やその手続については、最寄りの**地方経済産業局**にお尋ねください。

なお、「**経済産業大臣の認定**」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

また、**中小企業庁ホームページ**【[www.chusho.meti.go.jp](http://www.chusho.meti.go.jp)】においても関連する情報をご覧くださいいただけますのでご利用ください。

**贈与**

贈与税の申告期限までの間  
経済産業大臣の認定  
申告書の作成・提出

この特例の適用を受けるためには、贈与により、先代経営者である贈与者から、**全部又は一定以上の非上場株式等**を取得する必要があります（5ページ参照）。

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき会社の要件、後継者（受贈者）の要件、先代経営者（贈与者）の要件を満たしていることについての「**経済産業大臣の認定**」を受けてください。

**贈与税の申告期限までに**、この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う**担保を提供**する必要があります。

- ◆ この特例の適用を受けるための要件
- 1 **会社の主な要件** **改正2**  
「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」における会社の要件と同じです（1ページ参照）。
- 2 **後継者である受贈者の主な要件** **改正3**  
贈与の時に、  
(1) 会社の代表権を有していること  
(2) 20歳以上であること  
(3) 役員等の就任から3年以上を経過していること  
(4) 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
- 3 **先代経営者である贈与者の主な要件** **改正4**  
(1) 会社の代表権を有していたこと  
(2) 贈与時において会社の代表権を有していないこと  
(3) 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
- 4 **担保提供** **改正5**  
納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。  
(注) 特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

### 改正2 「資産管理会社」の要件の見直し

### 改正3 後継者の「親族」要件の廃止

この特例の対象となる「**後継者**」は、1つの会社につき1人に限ります。

### 改正4 役員退任要件の緩和（先代経営者が、贈与時に「役員」でも適用可能）

「**議決権数**」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

### 改正5 担保提供手続の簡素化（株券不発行会社への対応）

**贈与税の申告期限**

- ◆ 贈与税の申告期限  
贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要があります。

贈与税の申告期限

(3ページからの続き)

納税猶予期間中  
非上場株式等の  
継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合（納税猶予期限の確定事由） **改正6・12** **改正7** **改正8** **改正13**

「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の場合（2ページ参照）のほか、贈与税については次の場合があります。

下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税の全額と利子税を併せて納付します。

| 納税猶予税額を納付する必要がある主な場合  | 経営承継期間内 | 経営承継期間の経過後       |
|-----------------------|---------|------------------|
| 先代経営者が代表権を有することとなった場合 | A       | C <sup>(※)</sup> |

※ 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

「継続届出書」  
の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を経営承継期間は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

先代経営者  
(贈与者)の死亡等  
「免除届出書」・  
「免除申請書」の  
提出

先代経営者（贈与者）の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合 **改正11**

- (1) 先代経営者（贈与者）が死亡した場合
- (2) 後継者（受贈者）が死亡した場合
- (3) 経営承継期間の経過後に、この特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合など一定の場合

先代経営者（贈与者）が死亡した場合の取扱い

先代経営者  
(贈与者)の死亡  
(相続開始)

贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けた非上場株式等は、相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与の時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算します。

なお、その際、「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等（一定の部分に限ります。）について相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることができます。

相続税の申告期限  
までの間  
経済産業大臣  
の確認

◆ 相続又は遺贈により取得したものとみなされた非上場株式等について相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が特例の適用要件を満たしていることについての「経済産業大臣の確認」を受けてください。

申告書の作成・  
提出

相続税の申告期限までに、相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

相続税の  
申告期限

◆ 納税が猶予される相続税などの計算方法5ページを参照してください。

**改正6・12** 雇用確保要件の緩和及び猶予期限が確定した場合の延納の利用

**改正7** 役員退任要件の緩和（役員である先代経営者が、猶予期間中に給与等の受給可能）

**改正8** 総収入金額の判定の見直し（営業外収益及び特別利益の除外）

**改正13** 経営承継期間に対応する利子税の免除

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日（納税猶予期限）までに納付する必要があります（納付する利子税の額については2ページ※参照）。

「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。

また、経済産業大臣の認定を受けた会社も経営承継期間は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要があります。

**改正11** 民事再生計画の認可決定等による納税猶予税額の再計算・一部免除

経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります（再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。）。詳しくは、税務署にお尋ねください。

相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に当たっての要件や納税猶予税額の計算方法や申告手続などについては、1～2ページの要件等と一部異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

「継続届出書」の提出期間は、相続税の納税猶予及び免除の特例（2ページ）と異なり、贈与税の納税猶予及び免除の特例（このページ上段）の提出期間が引き継がれることとなります。